

令和 5 年 9 月 15 日

令和 5 年広島県議会 9 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和五年広島県議会九月定例会議案目次（その二）

県第八十号	職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	一
県第八十一号	広島県手数料条例及び広島県都市公園条例の一部を改正する条例	四
県第八十二号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	八
県第八十三号	広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	一二
県第八十四号	工事請負契約の締結について	一四
県第八十五号	訴えの提起について	一六
県第八十六号	指定都市高速道路の整備計画の変更の同意について	一八

県第八十号議案

職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 職員の給与は、給料並びに初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第十四条の三の規定による手当を含む。)、産業教育手当、定時制通信教育手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当とする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第十四条の六 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条第一項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条(同法第百八十三条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十六条の八において準用する場合を含む。)、又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項に規定す</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 職員の給与は、給料並びに初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第十四条の三の規定による手当を含む。)、産業教育手当、定時制通信教育手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当とする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第十四条の六 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条第一項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条(同法第百八十三条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条において準用する場合を含む。)、又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項に規定する職</p>

る職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。

員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。

2・3 (略)

2・3 (略)

(広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類) 第一条 (略) 2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>	<p>(給与の種類) 第一条 (略) 2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改めるなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

備考 三一九 (略)	専用入場料の場合											
	有料の場合						無料の場合					
	アマ	チュ	アス	ポ	ツ	使用	アマ	チュ	アス	ポ	ツ	使用
	一時間につき	半日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一時間につき	半日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき
	八〇〇円以内	三五〇円以内	五〇〇円以内	五〇〇円以内	二二〇円以内	八〇〇円以内	二二〇円以内	五〇〇円以内	七〇〇円以内	七〇〇円以内	七〇〇円以内	八〇〇円以内

六 球技場を区分してその二分の一又は六分の一の面を使用する場合の利用料金の範囲は、当該区分の利用料金の範囲の上限額にそれぞれ二分の一又は六分の一を乗じて得た額以内とする。

備考 三一九 (略)	専用入場料の場合											
	個人使用の場合						有料の場合					
	アマ	チュ	アス	ポ	ツ	使用	アマ	チュ	アス	ポ	ツ	使用
小学校児童	二時間につき	二時間につき	二時間につき	二時間につき	二時間につき	二時間につき	二時間につき	二時間につき	二時間につき	二時間につき	二時間につき	二時間につき
八〇円以内	八〇円以内	八〇円以内	八〇円以内	八〇円以内	八〇円以内	八〇円以内	八〇円以内	八〇円以内	八〇円以内	八〇円以内	八〇円以内	八〇円以内

六 (略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第一条に規定する政令で定める日

二 第二条の規定 令和六年四月一日

(提案理由)

旅館業法の一部改正に伴う旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料等の改正など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第八十二号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案
 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略） 事務 三の二（略） (1)―(4)（略） (5) 法第十一条の三第二項の規定による理容所開設者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第五条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。） (6)―(10)（略）</p>	市町	<p>第二条（略） 事務 三の二（略） (1)―(4)（略） (5) 法第十一条の三第二項の規定による理容所開設者の地位の承継の届出の受付 (6)―(10)（略）</p>	市町
<p>四の四（略） (1)・(2)（略） (3) 法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。） (4)―(7)（略）</p>	（略）	<p>四の四（略） (1)・(2)（略） (3) 法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付 (4)―(7)（略）</p>	（略）
四の五（略）		四の五（略）	

<p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 法第三条の第二項の規定による譲渡及び譲受けの承認（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(5) 法第三条の第三項の規定による営業者たる法人の合併又は分割の承認</p> <p>(6) 法第三条の第四項の規定による営業者の相続の承認</p> <p>(7) (12) (略)</p> <p>(13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	(略)	<p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 法第三条の第二項の規定による営業者たる法人の合併又は分割の承認</p> <p>(5) 法第三条の第三項の規定による営業者の相続の承認</p> <p>(6) (11) (略)</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	(略)
<p>四の六 (略)</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 法第二条の第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(5) (11) (略)</p>	(略)	<p>四の六 (略)</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 法第二条の第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付</p>	(略)
<p>九の四 (略)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 法第五条の第三第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(6) (12) (略)</p>	(略)	<p>九の四 (略)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 法第五条の第三第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付</p>	(略)
<p>十四の二の二 (略)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 法第十二条の第二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定による業務の状況の</p>	(略)	<p>十四の二の二 (略)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 法第十二条の第二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受付</p>	(略)

(6) (10) (略) (調査を含む。)

(6) (10) (略)

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

県第八十二号議案

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

案 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業停止命令等) 第二十八条の九 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十五条又は第百八十三条の罪に当たる違法な行為をした場合</p> <p>三 一七 (略)</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>(営業停止命令等) 第二十八条の九 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十五条又は第百八十二条の罪に当たる違法な行為をした場合</p> <p>三 一七 (略)</p> <p>2 5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

刑法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第八十四号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり広島県立呉南特別支援学校狭隘化解消に係る校舎新築工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求めらる。

令和五年九月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 広島県立呉南特別支援学校狭隘化解消に係る校舎新築工事
- 二 工事場所 呉市阿賀中央五丁目
- 三 請負金額 五一一、五〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 呉市広文化町一番三二号
株式会社 神垣組
広島市中区昭和町一一番二二号
三榮建設株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和六年十二月二十七日まで

(提案理由)

広島県立呉南特別支援学校狭隘化解消に係る校舎新築工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第八十五号議案

訴えの提起について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により、次のとおり訴えを提起することについて、県議会の議決を求める。

令和五年九月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 相手方

[Redacted]

二 訴えの趣旨

県営吉津住宅三号館一〇一号を占拠する [Redacted] は、その居住する県営住宅を明け渡し、かつ、令和五年五月分の損害賠償金六百元及び令和五年六月一日以降県営住宅の明渡しの日までの未払いの損害賠償金を支払わなければならない旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める。

三 管轄裁判所

広島地方裁判所

(提案理由)

県は、県営古津住宅を占拠する[REDACTED]に対して県営住宅の明渡しを請求したが、同人がこれに応じないので、裁判によって解決を図る必要があるため、この訴えの提起について、県議会の議決を求める。

県第八十六号議案

指定都市高速道路の整備計画の変更の同意について

広島高速道路公社から道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十六条第一項の規定により、指定都市高速道路の整備計画を変更することについて、同意を求められたので、次のとおり同意することについて、同条第二項の規定により県議会の議決を求める。
令和五年九月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>六 新設又は改築に要する費用の概算額 四、三四〇億円</p> <p>七 その他必要な基本的事項 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度 (略) 完成予定年度 令和十年 度</p>	<p>六 新設又は改築に要する費用の概算額 四、三三〇億円</p> <p>七 その他必要な基本的事項 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度 (略) 完成予定年度 令和六年 度</p>

(提案理由)

広島高速道路公社から指定都市高速道路の整備計画を変更することについて同意を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。

